

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月30日栃木県議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年栃木県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支

援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害であって、障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報

報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記様式第2号によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(開示決定等の際に通知すべき事項)
- 第11条** 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
(保有個人情報開示決定通知書等)
- 第12条** 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第3号)とする。
- 2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第4号)とする。
(開示決定等期間延長通知書)
- 第13条** 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書(別記様式第5号)とする。
(開示決定等期限特例延長通知書)
- 第14条** 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第6号)とする。
(保有個人情報の開示に係る意見照会書等)
- 第15条** 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項適用)(別記様式第7号)により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第2項適用)(別記様式第8号)とする。
- 3 条例第27条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(別記様式第9号)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項(条例第46条において準用する場合を含む。)の書面は、保有個人情報開示決定結果通知書(別記様式第10号)とする。
(開示の実施の方法)
- 第16条** 条例第28条第1項の規定による閲覧又は写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 原本又は用紙(日本産業規格A列3番以下の大きさのものに限る。以下同じ。)に複写したものの閲覧
- (2) 用紙に複写したものの交付
- 2 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法であって、議長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるものとする。
- (1) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- (3) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
(写しの送付の求め)
- 第17条** 議長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手、郵便為替証書又は現金により納付しなければならない。
(開示の実施の方法等の申出)
- 第18条** 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等

申出書（別記様式第11号）により行うものとする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記様式第12号によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第13号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第14号）とする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第21条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書（別記様式第15号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第22条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第16号）とする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（別記様式第17号）とする。

（利用停止請求書）

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記様式第18号によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第19号）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第20号）とする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第26条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第21号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第22号）とする。

（諮問通知書）

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第23号）により行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年議会告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和7年議会告示第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 8 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務の所管課所名		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記 録 情 報 の 収 集 方 法		
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 条例第 2 条第 5 項第 1 号（電算処理ファイル） 施行規程第 8 条第 9 項に該当するファイルの有無（ ☐ 有 ☐ 無 ）	
	☐ 条例第 2 条第 5 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）	
備 考		

別記様式第2号（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名 〔代理人が法人の場合にあっては、 法人の名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔代理人が法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地〕	(千 ー)
電 話 番 号	ー ー

栃木県議会が保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報			
求める開示の実施方法等		文書又は図画の場合	☐ 事務所における開示の実施 実施方法： ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 実施を希望する日： 年 月 日 ☐ 写しの送付
		電磁的記録の場合	☐ 事務所における開示の実施 実施方法： ☐ 専用機器による閲覧、視聴又は聴取 ☐ 複製物の交付 ☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 用紙に出力したものの交付 実施を希望する日： 年 月 日 ☐ 写しの送付 (☐ 複製物の送付 ☐ 用紙に出力したものの送付)
本人確認等	開示請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
	請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 ()	
	送付による請求の場合	☐ 住民票の写し ☐ その他 () ※30日以内に作成されたものに限る。	
	代理人が請求する場合	本人の状況等 1 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所：	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

(注) 1 該当する□の中にレ印を付してください。

2 「求める開示の実施方法等」の欄への記入については、請求される方の任意です。

3 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定しましたので通知します。

区 分	全部開示 ・ 部分開示	
開示する保有個人情報		
不開示とした部分とその理由		
開示する保有個人情報の利用目的		
開 示 の 実 施 の 方 法		
事務所における開示を実施することができる日時及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	時間	
	場所	
手数料及び写しの送付に要する費用		
写しの送付を希望する場合の準備日数		
担 当 課	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証等）を提出し、又は

提示してください。

- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 本人の委任による代理人が開示を受ける場合は、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類（本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）等）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別添「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。事務所における開示の実施を求める場合は、「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から希望の日時を選択してください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担 当 課	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	（電話番号 — — ）

開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第26条第 1 項の規定を適用することとしましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第 1 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	(電話番号 — —)

別記様式第7号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（条例第27条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

栃木県議会議長

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別添「保有個人情報の開示に係る意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____ _____に関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 課)	(電話番号 — —)
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日

別記様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（条例第27条第2項適用）

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別添「保有個人情報の開示に係る意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日	
条例第27条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分	☐ 第1号 ☐ 第2号
	適用理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____ _____に関する情報の内容		
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 課)	(電話番号 — —)	
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日	

別記様式第9号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名 〔法人等にあつては、名称 及び代表者等の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人等にあつては、事務 所又は事業所の所在地〕	(〒 —)
電 話 番 号	— —

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開 示 に 関 し て の 意 見	該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 1 開示されることについて支障がない。 2 開示されることについて支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
連 絡 先	(電話番号 — —)

保有個人情報開示決定結果通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報について、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定しましたので、同条例第27条第3項（同条例第46条において準用する同条例第27条第3項）の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示することとした理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（注）開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。

別記様式第11号（第18条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名 〔法人等にあつては、名称 及び代表者等の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人等にあつては、事務 所又は事業所の所在地〕	(〒 —)
電 話 番 号	— —

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示の実施方法等を申し出ます。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日付け 第 号	
求める開示の実施方法	1 閲覧	(1) 全部 (2) 一部 ()
	2 写しの交付	(1) 全部 (2) 一部 ()
	3 その他 ()	(1) 全部 (2) 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 (1 午前 ・ 2 午後)	
写しの送付の希望の有無	1 有 (同封する郵便切手等の額： _____円) 2 無	

(注) 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

別記様式第12号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名 〔代理人が法人の場合にあっては、 法人の名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔代理人が法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地〕	(千 ー)
電 話 番 号	ー ー

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日		年 月 日		
保有個人情報開示決定通知書の番号等		年 月 日付け 第 号		
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等				
訂正請求の趣旨及び理由	趣 旨			
	理 由			
本人確認等	訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人		
	請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）		
	送付による請求の場合	☐ 住民票の写し ☐ その他（ ） ※30日以内に作成されたものに限る。		
	代理人が請求する場合	本人の状況等	1 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所：	
		請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（注）該当する□の中にレ印を付してください。

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂 正 請 求 の 趣 旨		
訂正決定をする内容及び理由	訂正内容	
	訂正理由	
担 当 課	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	（電話番号 — — ）

訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第36条第1項の規定を適用することとしましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	（電話番号 — — ）

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで提供した保有個人情報については、次のとおり訂正の実施をしましたので、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等		
訂正請求者の氏名その他 の保有個人情報を特定する ための情報		
訂 正 請 求 の 趣 旨		
訂正決定をする内容及び 理由	訂正内容	
	訂正理由	
担 当 課	(電話番号 — —)	

別記様式第18号（第24条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名 〔代理人が法人の場合にあつては、 法人の名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔代理人が法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地〕	(〒 —)
電 話 番 号	— —

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日		年 月 日	
保有個人情報開示決定通知書の番号等		年 月 日付け 第 号	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			
利用停止請求の趣旨及び理由	趣 旨	☐ 条例第38条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止	
	理 由		
本人確認等	利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
	請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）	
	送付による請求の場合	☐ 住民票の写し ☐ その他（ ） ※30日以内に作成されたものに限る。	
	代理人が請求する場合	本人の状況等	1 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所：
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（注）該当する□の中にレ印を付してください。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止決定をする内容及び理由	利用停止決定の内容	
	利用停止決定の理由	
担 当 課	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止しないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	（電話番号 — — ）

利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第43条第1項の規定を適用することとしたので、同項の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	（電話番号 — — ）

諮問通知書

第 年 月 日 号

様

栃木県議会議長

年 月 日付けの審査請求について、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により、次のとおり栃木県行政不服審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審 査 請 求 日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課	(電話番号 — —)